

## 岡山県人権教育推進委員会第13回会議

日 時： 平成14年12月13日（金）  
14：30 ~ 17：00

本日は前回に引き続き、各人権教育課題についてのプレゼンテーションを行っていただきます。最初に同和問題についてプレゼンテーションをお願いします。

説明の中で同和地区という言葉を使いますが、同和問題に関して歴史的に課題を有してきてきた地域を指して申し上げるということで御了解いただきたいと思えます。

第一に現状をどう捉えるかという問題があります。極めて簡潔にまとめて申しますと、特別措置法以前の同和問題は、身分、職業、居住地、そして賤視観念というものが一体となって、これが連鎖の輪を築いていた。従来の身分を引きずっているがゆえに職業が固定している。職業が固定しているがゆえに居住地が固定している。それに対して外側からの賤視観念がある。賤視観念があるからますます外に出て行けない。1960年代のはじめぐらいまで私たちが見ることができた同和地区というのは、まさにそういうあり様でした。

岡山県の場合、江戸時代の県南地域というのは比較的豊かであったとされますが、全国的には、明治以降近代産業の構造への転換がうまくいかないということもあり、部落産業が次々に追い落とされ、脱落と混迷、貧困化が進んだといわれています。同対法が施行され、さらにそれに引き続いて地対財特法等々、30年あまりを経過するわけですが、この間に様々な施策が行われて、これは世界的にもまれにみる成果を上げたのではないかと私は考えております。

次の「法切れ以降の同和問題」ですが、今あげましたいわゆる身分、職業、居住地、賤視観念の一体化した連鎖は完全に断られたのかという課題。それから地区住民の自立は進んだかという課題。それから社会的差別意識は改善されたか、という観点から見て

いきますと、それぞれにかなりの程度の成果があったということができるとは思いますが、なお課題は残るという結論を出さざるをえないのではないかと考えています。

例えば、同和地区児童生徒の現状と課題ですが、その学力について、教科学習に限っていえば、グラフにすると、中間が平坦で前と後ろに山があるというように、両極に分かれる傾向がある、という報告があります。また、高校進学率は、昭和49年には同和地区も90%に達しますが、このとき全県的には95%程度であります。それ以降現在に至るまで約5、6ポイントの差でもって、その格差が縮まったり少し広がったりという状態が続いております。この背景には何があるのかということは検討する必要があるかと思えます。それから高校生の不登校・中退率で、ある地域では地区外の2倍から4倍の例もあるということです。また、小中学校での長期欠席率では、2倍はあるということです。これらの背景も検討する必要があるかと思えます。

それから結婚に関してですが、なお差別的事象はかなり多いと言えます。私自身も何件かそういう相談を受けております。また、部落外の人と結婚しても、何があるかといつも心配だと。孫ができれば、孫がどうなのかと心配なのです。

法以前の同和問題の中で、身分、職業、居住地、賤視観念が連鎖の中にあると言いました。法に基づく様々な取組により、確かに外側から見ると、連鎖が断たれたようですが、家庭や地域の持っている力量というか、生きる力とっていいか、その不十分さをやはり歴史的に引きずっている面があります。

それから、将来の展望もなく、地域の中にある仕事について地域の中で終わろうとする。そういう子どもは中学校であえて勉強する意欲がうすいので崩れやすい。しかし学習会を経験した保護者はやっぱりなにがしか心に届くことがあって、そういう場合は、その思いを子どもにも伝えたいという気持ちになられる。そうなる子どもの方も積極的です。また学習会を経ると、中学生が小学生にアドバイスをするなど、縦の関係ができるということがあります。

次に「社会的差別意識の現状について」。「2チャンネル」の「人権問題」というスレッドで、部落問題、部落に関する書き込みは、人権問題の中でも非常に多い。インターネットの書き込みについてはこれまでに色々説明をされておりますので多くは申し上げませんが、知りたい部落の地名を教えてやる、といった書き込みもあります。部落の人からすると、こうした書き込みを見ると、出自を明らかにされ、問題にされるのではないかという思いがあります。それからいつも自分たちが偏見で差別的に見られているの

ではないかという不安や，もちろん書き込んだ人々に対する怒りもあります。そういう差別意識の現状については，30年余りの取り組みの中で，差別はいけないということ，部落差別はどのようなものであるかということは知識としては入りました。それは一定程度に私は評価すべきだと思います。しかしもう一つは，それは自分とは特に関わりのないことだ，という認識に陥りやすかったということも事実であろうと思います。部落差別観念が社会意識として底流にあることについて，多くの人が無関心です。そのことがこの同和問題の解決を現在非常に困難にしていると私は考えております。そういう人は，自分に関わった時初めて部落問題に対して拒否反応を示します。連鎖の輪はかなりの程度で断ち切られたにもかかわらず，社会意識としての部落差別観念の在り方というものはなお続く。これをどう評価するかというのは難しい所ですが，続くということはある種これが社会の中にシステムとして組み込まれてしまっているのではないかと考えます。その構造がどうなのかということの究明は必要不可欠だろうと思います。

次に，私は部落差別といじめについてですが，この二つはその構造において類似性が極めて高いのではないかと考えています。何故その子が差別されるのかということの原因はよくわからないことが多い。ただその周りに多くの無関心な傍観者がいる，という構造がいじめの場合にあります。部落差別も非常によく似ていると思います。

以上のような現状を踏まえて，私たちが進めてきた同和教育の課題を挙げてみます。今までは知的理解で満足し，知的に理解してくれればそこから先は子どもたちがちゃんと自分たちで展開してくれると期待していた傾向がありますが，どうもそうではない。あるところでは，同和教育を受けて部落に対して非常に悲惨なイメージを持って，「ああでなくて良かった」というような感想であるとか，地区の子どもたちが自尊感情を持ちにくい，そういう教育内容もあったのではないか。そういうことの反省から，生きて働く人権感覚を共につくり上げること，気付くということ，それから一緒に何かをつくり上げるといった実践が大切なのではないかと思えます。

すべての子どもたちがそれぞれ自分の課題を自覚し，これは必ずしも同和問題に限定しませんが，人権の課題を自覚し，交流しあい，友達の抱える課題にも関心を持つ，そういう人権教育の環境づくりが大切であり，自らの課題として生きて働く人権感覚を育むということ，そこから自らの人生のテーマに結び付くきっかけづくりをすることが大切だと思います。「人権教育は聞いたから終わり」というのではなく，そこから自分は将来環境問題に取り組もうとか福祉問題に取り組もうとか，先生になってこういうこと

を頑張ろうとか、あるいは芸能や芸術でもって人々を解放したいとか、様々なことにつながっていくことが期待されます。

同和地区児童生徒については、自尊感情の醸成とエンパワーメントの育成を、特にこの段階では忘れてはならないのではないかと考えます。その場合、保護者との信頼関係づくりがまず第一で、それから社会的立場の自覚についての支援と環境づくりが大切でしょう。ただし社会的立場の自覚というのは、かつては部落民宣言とかいわれてましたが、必ずしもそういうことを私は意味しないわけですが、ある時点では、子どもたちは自分が部落の生まれであるという事を知らされるわけです。親は知らした方が良いのか知らせない方が良いのか、知らせるとすればどの段階で知らせた方がよいのか、大変悩まれるところでもあります。その辺りの支援ですが、私はかつては絶対子どもにはカムアウトさせる方向で取り組むべきだと考えていましたが、それは実際にはなかなか難しい。何故かというところ、被差別部落というのは民族が違うわけでもない、言語が違うわけでもない、宗教が違うわけでもない、何が違うのかその原因がはっきりしない。ただ部落であるということによって差別される、という目に見えない枠があって、自分たちが被差別部落出身であるという点に自分のアイデンティティを置いて、そこでカムアウトするというのはなかなか難しい。かつて特措法以前に、差別が本当に目の前に剥き出しにあったときにはそれと闘わざるを得ない自分があって、同和問題の解決に向けて取り組む人々が数多く育ったわけですが、現在ではそれは非常に難しい。ここが現在の部落問題の一番難しいところだろうと思います。

また、生まれ育った地域に誇りが持てて、大切にできる気持ちが自然に湧き出るような仲間づくり、地域づくりをしていきたい。それから他の人権課題との成果や手法の交流を重ねていって、上記の課題をもう少し成果あるものにしたいというのが、私が考えている同和教育の課題です。

地域の混住率について、平成5年に政府が調査してある程度数値化されたと思うんですが、その後混住率の変化であるとか、あるいは部落外への移動移住、そういった流動性の問題は、現在は調査されたところから余り変わらないのか、それとも進んでいるのでしょうか。

平成5年の国の調査では、岡山県の混住率は約57%ですが、それ以後の詳細な調査

はありません。今委員がお話しになったように、都市を中心として進んでいるのではないかと推測しております。

混住というよりも、外から入ってくる混住という動きと、一方、過疎化現象という形で出てくる場合もあるのではないのでしょうか。

宗教でも人種でもない民族でもない、いわゆる地域、居住地ということ。出自の問題では、そういうことが部落と部落外という形の差別の一つの基準になっているといわれるんですが、こういう形の流動化が進んでいく中で、部落のアイデンティティーという場合に、元住んでいた所、あるいは出身地ということが曖昧になったためにアイデンティティーが確立しにくいという意味で考えてよろしのでしょうか。

それもあると思います。非常に重要なところですよ。もう1つは、日常的に具体的に面と向かって排除されたりという経験が、今の子どもたちは少なくなっただけですね。しかしいずれそのことが解ってきたときに、それに向けてきちんと対応できる内容ができていくかどうか。アイデンティティーはそういうときにも発揮されると思いますが。それはどうやって作ったらいいのだろうかということです。

同和教育の3原則というのは、第1番は差別に気付くこと、それから気付いたら差別と闘うこと、闘ってなくしていく力量を育てていくこと、この3つが内容だと思うんですが、それが「差別なんかどこにもないじゃないの」と子どもが見て、あっても気が付かないとするならば、これは大きな問題だと思います。だから、差別をなくしていこうとするトレーニングなどどこにも成されてないということになりますね。その点はどうなんでしょうか。

一例をあげますと、友達のなんとかちゃんに、『今日は僕んちで遊ぼう』と言ったら、『お父さんがあんたここで遊んじゃいけないっていったから、聞いてくる。』とか言って、『あれなんでかなあ。』子どもはいま大体そういう認識止まりです。かつてはそこで、お前それは差別だよと気付かされた子がいる。また、そこで鍛えていくというプロセスがありましたけども、そうではない状況になってしまっている。また、付き合ってる彼女から突然『あなたは部落じゃないかって友達が言ってるけど、それは嘘でし

よ?』と言われて、父親やお母さんに『そんなこと言われたんだけど、違うよなあ?』って聞いたらお母さん『うちもそんなこと聞いてない』って。そりゃあ、お母さんギョッとされたでしょう。あらためて、それで悩まれるわけです。いろんな事でそういう事例がありますね。

それだけ同和問題が見えにくくなってるものだから、教育の過程においても、むしろある意味やりにくくなったという面もあるんでしょうね。

それはありますね。「同和問題は日本には存在しますよ。部落差別はやっぱりいけませんよ」と言う事はできるんですね。そこまでは改善された。だけれども実際にすぐ隣に地域があって、実はこの地域がかつてそうである。ここの住民は今どういう地域の課題を持っていて、どういう将来像があるか、というようなことをテーマとして取り上げることができない。そういう段階です。ですから故郷を調べようというときに、自分の地元の地域の一角は歴史のないところになるわけです。

ただ岡山県の場合は渋染一揆という伝統がありますから、先生方が渋染の現地研修で真夏、汗を流して歩いてみられて、そこで実感されるということはありません。

私はハンセン病を教えるときにいつもこう考えながら教えてるんですけども、例えば、私はハンセン病をごくありふれた感染症だと主張しているわけです。そうしますと長島という島に閉じこめていると、これは特殊な場所なんですよ。この特殊な場所に閉じこめている限りハンセン病は特殊性を帯びると思うんですね。だけど本当は特殊な病気じゃない。そのためにはやはりこの特殊なものをなくしていかなければならないと思ってるんです。部落差別の場合はどうしたら良いのかですね。

これはいろんな見解があると思いますが、出ていけるものならば、出ていきたいというのが、かなりのパーセンテージになるんじゃないでしょうか。しかし、そこにずっと暮らしてきていて、付き合いもそこでできている。そこから離れていくことの困難さというのもあると思うんです。ですから自立し成長した青年、青少年が村に戻らなさすぎる。せっかく一人前に育てたのに。親はよそに行って立派に育てってくれるからそれで満足している。ところが外に出ていってうまくいかなかった子どもたちが戻ってくる場所

としてもあるわけです。人為的に解体して何とかなるということは、今までの事例だと非常に難しいと思います。

ハンセン病と全く一緒なんですね。長島でも人為的に連れて来られたにしろ、50年という歴史があって人間関係ができてしまってるんですよ。解体して出ていくのは当然だと簡単に申しますが、できないんです。おっしゃるようにまた戻ってくる例もありますし、それである限り独自性というのは免れない。違う点はやはり、根本的な故郷というところです。生まれ育った地域と新たにできた療養所との関係を考えなければいけないのかなと思います。

視察した奈良県の博物館でフィールドワークの際に「私の地区の人口はどんどん増えてきている。生活状況も整え、転居してくる一般の方が入ってきて、今とても世帯数は増えてます。でもこれはかつての地区の人だけじゃなくして、地区外の人が大勢ここへ来て住んでいるんです。」と説明されておられました。そのような所もあるということをつけ加えさせてもらいます。

では次に子どもについてのプレゼンテーションをお願いいたします。

子どもに関わる心理臨床場面に見る偏見が子どもを苦しくさせているという視点から、まず不登校と虐待を支援していくときに見えてくる偏見。2番目には子どもの中に人権感覚をどう育てていけばいいのかを、臨床で見る子ども達から感じることから提案させていただこうと思います。

まず差別とは、「力を持たされていない人々のグループ全体、またはそのグループに属する個人に対する偏見と抑圧」と言うことができると思います。力を持たされていない人々のことを「弱者」とよく言っているわけです。そして力を持たされていない人々である「弱者」というのは必ずしも本当に「弱者」という訳ではなく、「権利や力を奪われてきたために弱者という社会的な位置に押し込められてきた人」と考える方が適切だと考えています。

ではどういう時に権利や力を奪われるんだろうか、どんな形で奪われるんだろうかということですが、3つ考えてみました。まず1つ目は、誰かによって何らかの目的のため

めに意図的に奪われた，というもの。これは例えば，社会防衛のためにとか，公衆衛生のためにとか，などだと思います。2つ目は，未発達であるために，誰かが意図的に守ってやらねば，力とか権利を保持する力を持たない，自力で保持することができない，そういうタイプだと考えます。それから3つ目は，外部からの評価を取り入れて「自らの権利や力がないもの」と自己規制をしたり自己呪縛をしたりして，権利や力をもう主張できないと感じてしまっており，それらがあるということも感じられなくなってしまうという，そういう3つを考えることができるのではないかと思います。子どもの場合は，2番目と3番目，子どもの人権が侵される場合というのは，この2つのメカニズムに当たるかと思えます。

子どもの苦しみの問題としては，その臨床的問題について社会に形成された偏見のために，その子どもや親などがその問題から立ち上がりにくくされているという現象に出会うことがあります。偏見が回復の途上に立ちふさがってこれを阻害しているといった現象です。その方法についての吟味とか配慮とかが不十分で，害を確認することが不十分なために良かれと思ってやられている施策とか対応が知らず知らずのうちに偏見を形成して，これが子どもの自由度や，子どもを支援しようとしている親の自由度や安全感を侵しているという場合ということです。それは不登校に典型的に見えると思えます。

子どもが不登校になる時に，どんなことが心の中に起きているのかという理解の基本的視点を並べてみると，まず不登校は時間的な経過と共に刻々と変化します。不登校になる子どもは，まず休み始め，その次には休み続けます。そしてその次の段階は，休み終えようとしめます。その3つの段階というのは，外から見るとずっと休んでいるので同じように見えるのですが，それぞれの動機は違うわけです。そのことをもう少しわかりやすく御理解いただくために，「不登校をするとき子どもの心の中には何が起きるのだろうか」というフローチャートを準備しました。横向きにストレス，それから心のエネルギーの枯渇，行けなくなる，それで不登校になる。不登校になる時は，結局この横向きのベクトルだけが働いているわけです。ストレスの原因というのは，非常に曖昧で，そんなに簡単にとらえられるものではありません。心のエネルギーが，何らかのストレスがあり，それも重複してあった，緩和するものもなかった，という悪条件が重なったときに，エネルギーが<sup>か</sup>涸れて，学校という荷物を重いと思う子は，学校という荷物を背中のリュックサックを下ろす感じで下ろす，というのが行けなくなる状態と考えることができます。比較的同じようなストレスを抱えていても，学校という荷物をあまり重く

感じない子は、その荷物を下ろさなくてすむので、その子にとって重い他の荷物を下ろす、ということになります。例えば非行に走るとか、アトピーがひどくなるとか、ということが起きてくる。「学校を重く感じる」というのはどのようなことかといえば、たとえば、人間関係で非常に繊細に反応し、鋭敏に気を遣いすぎて疲れはてる子、学校のきまりや行動様式にきっちりとはまらなくてはならないと、極めて律儀に感じている子、是が非でも学業で成果を上げなくてはと思っている子などがあてはまるかもしれません。そのような、学校が重いと感じている子は、学校という荷物を下ろすということが起きてくるわけです。で、行けなくなる、どうしても休みたい。学校を休むという形でしか存在し得ないという苦しい状態になった時に、休みます。それを解決するには、逆にたどれば、その右向きの矢印を左向きにたどればいいわけですので、かれたエネルギーが溜まってくるように安定する安心できる穏やかな環境をつくってやることで対応すれば、元に戻って、またもう一回リュックを背負ってまた登ろうかとなってくるはずですよ。

ところが、不登校の場合はいったん行けなくなると縦向きのベクトルが動きはじめます。心のエネルギーの涸れた状態は見えませんし、言葉にして概念化して説明する力を子どもは持ちませんので、理由がないのに休むという形に外から見えるわけです。本人も理由を言葉とか概念でつかみ取ることができないので、なぜか休んでしまう。理由がないのに、身体が病気でないのに、ケガもしてないのに休んでしまう、ということが子どもの中でも起きてくるわけです。休んだ結果として、例えば、学校という文化、毎日の生活の情報から離脱してだんだん孤立していく。ということは、子どもの属すべき代表的な社会からはずれて遅れてしまう。友達から遅れてしまったという疎外感、学校へ行くのは子どもはお仕事だ、自分は行かねばならない所、行く責任がある所、みたいに感じてますから、自責の念を感じたりするようになります。そして孤立している。みんなから遅れるということが原因になって、ますますストレスが溜まってくる。しかも自分は不登校という、今、大変な問題とされている、社会的問題にもなっている、毎年新聞をにぎわわす、不登校数はうちの学校では少ないとか多いとか、大変大きな問題として捉えるそれになってしまったという自己呪縛感を自分にラベリングしてくるわけです。そして、それは大変大きな自己否定感に繋がっていくということを子どもたちはたどっています。ですから、いったん不登校になると、不登校は不登校になったことが原因で不登校になる、不登校を続けるといった子どもがいます。私たちは臨床心理士とし

て、縦向きのベクトルが重くならないよう働きかけをしていくわけです。ところが個々に対して、社会の中に不登校は問題である、不登校するというのは、様々な問題をかかえた子になるものであるという解釈が沢山なされていますと、それを子どもが自分の中にどんどん取り入れていくようになりますので、この支援もなかなかきかなくなるということが起きてくるわけです。横向きのベクトルは、ふと休みはじめる時の疲労感、縦向きのベクトルは不登校になったことからくる背負わざるをえないストレスで、その2つのベクトルを足した斜め向きのベクトルが、不登校からの立ち上がりにくさを決定すると考えます。

ちなみに、岡山県は不登校数が大変多い県です。平成13年度は、中学生で3%を越えています。不登校が多いということは、不登校になる人が多いということでは必ずしもない。なったら立ち上がれないのです。不登校では30日以上休んでいる子をカウントしていきますので、いったんなった子がずっと休んでいると蓄積してくるので、数が多くなる。ですので、縦向きのベクトルを重くするような文化が強いと不登校が増えてくると考えることができるのではないかと思うのです。

文科省の調査では、不登校の様態区分というのがありますが、たとえば、「いやがらせをする生徒の存在や教師の人間関係など、明らかにそれと理解できる学校生活上の原因から登校せず、その原因を除去することが、指導の中心となると考えられる型」というふうに書いてあります。しかし実際私たちが臨床の場でみている子どもは、帰るべき学校の条件であるとか、家庭の状況であるとか、その子の体力であるとか、さまざまなことが縦横無尽にかかわっていますので、簡単にある概念に当てはめて、あたかもこういったタイプの子が不登校になっているんだという捉え方を、現実の子どもたちを目の前にしてできるわけではありません。

不登校の子どもたちは自己呪縛をしますので、その多くは大変いけないことをしていると思っています。自分はもう大変な問題をかかえたので、再登校であるとか将来の就職などにキズがつくかもしれないというような自己否定感などを持たされることも多くなり、そういった形で人権が奪われている。差別による自由度、安心度を奪われるといったメカニズムが動いているように思います。

それから次に虐待の問題ですが、子どもの虐待というのは、圧倒的な強者である親から圧倒的な弱者である子どもに対する激しい人権侵害、暴力、生命の危険を及ぼすかもしれない出来事ですので、子どもの生命、安全、人権の確保ということに大変注目を向

けられます。実際虐待されている子どもの心身の問題は、大変重篤ですので、一刻も早い解決のために察知、発見、通告というのが重要であるということは誰もが認めるところだと思います。それに対して、平成12年の11月に「児童の虐待防止に関する法律」が施行されました。法律の施行のお陰で、子どもの虐待の問題は大変クローズアップされるようになったわけですが、この中で子どもの被害者性が特にクローズアップされるということが起きています。それはつまり、子どもの被害者性をクローズアップすればするほど、虐待の問題を多くの人が理解してくれると思って行われることなんですが、子どもの被害者性をクローズアップすればするほど、親の反社会性がパラレルに強調されるということが起きてきます。結局、その反社会的な行動をする親にどう対応していくか、その親をどうやって見つけるかとか、その親が虐待しないですむようにするにはどのようにするか、またそういう指導をする、あるいはそういったプレッシャーを掛けていく、あるいは子どもと引き離すといった働きかけをする。いまはそのことで忙しい。数が大変増えていて、児童相談所の時間が奪われる状況がでてきているんです。しかし、児童虐待の本当の支援は、虐待されている子どもを親から引き離す、そしてその子どもを養護施設なりに入れて保護するというのではなくて、虐待する自分の親が虐待をしなくなって、自分をもう一回抱きしめてくれるということにあるわけです。養護施設などに保護しても、その後の被虐待児の支援や心や身体のキズの回復のための手だてが十分にまだできてない実情もあるわけで、虐待者である親と子を弱者のユニットとして捉えて対応をしなくてはならないと考えます。

最後に、子どもの人権感覚をどう育てるかということですが、まず1つ目として、学校や親は子どもにどのような人権感覚を提供していくかということです。臨床場面に出てくる子どもたちを見ていると、自尊感情を持ち得ていない。自尊感情がないから、他尊感情もない、他の人の心の中に起きている心の動きにイメージーションを働かせることができない子どもたちが、だんだん増えているように思います。同和問題は代表的な人権課題であり、子育て期にある母親の人権教育も、幼稚園・小学校に在園、在学させている親には、同和問題を話し合う、あるいは教えてもらうということをするわけですが、これだけで子どもにとって有効な人権教育なのかということを思います。これまでの同和教育で取り組んできた成果を生かし、人権教育としてのプログラムをきちんと作っていくことが必要なのではないかと思います。それは、心理的な発達課題をきちんとおさえながら、その時期その時期にふさわしい教育プログラムを乳児期から設定してい

って、そして小学校の後半になったあたりに、例えば、同和問題、あるいはハンセン病の問題に触れることができたならば、それを自分の問題と重ね合わせながら、その痛みとか、悲しみを捉えることができる人格に準備されているはずと考えるわけです。

もう1つ、最後に、経済論理優先の社会が持つ子どもの人権侵害の構造について、テレビの問題で、テレビの映像の流し方、コマーシャルの内容もすべてがそうだと思うんですが、感受性とか、他者感情へのイマジネーションを摩耗させるような番組とか、映像の作り方が、テレビを埋め尽くしているといってもいいと思います。そういったものが上に書いてあるような乳児期からはじまるイマジネーション、自尊心、他尊感情を作っていくのに、いかにマイナスの影響を及ぼしているかということを中心に認識して、何らかの形で人権教育の根元にある部分として考えていかなければいけないのではないかと感じています。

先程、委員からお話があったように、学校現場として、生徒たちへの対応を考える場面では、画一的な対応というのは、到底できないだろうと思います。学校では、スクールカウンセラーとか、そういう先生方を中心に不登校対策委員会等の委員会をもうけて、一人一人の事例をもとに、個々の対策、対応策を考えながら、組織的におそらくどの学校とも対処している。成果といえば、非常に難しい部分があるんですけども、そんなふうに対応しているのが、現状ではないかと思っています。

同和教育というのは、部落差別を解消して、民主主義の社会をつくるという同和教育の目的、定義があるわけです。PTAにおける同和教育というのは、いわゆる同和問題に関する認識や正しい知識やそれに対する憤り等を持っていただき、部落差別の解消をめざすための取り組みを、学校教育、社会教育の要として頑張っています。就学前の人権教育のすべてが同和教育で、すべての子どもの人権教育を網羅しているという学校の現状ではないと思います。

同和教育は、更にもっと充実させなければと思います。ただしその背景には、人権教育のきちんとしたものがなければいけない。おそらく、一般の母親達あるいは子ども達は、人権教育といわれると同和問題の話題が出てくる、と認識しています。人権を本気で考える教育が学校の中でなされているとは認識していないと思います。

たとえば、色々な教育のカリキュラムの中に、人権に関わるものは散りばめられているのかも知れませんが、人権というものが本当にあって大切なものだということを、正面切って教育して行くということをもっとしなくてはいけない。ですから人権教育のプログラムを具体的に作って、それを教育に当たる方に提示しなければいけないんじゃないかと思います。その際、それを受け入れる子どもの側の心理的発達課題や発達のレジネスなどの視点を踏まえた、洗練したプログラムを作り上げていかなければと考えます。

こちらの委員会から答申をいただきまして、今年度、人権・同和教育課から岡山県内の全部の学校に対して、人権教育とはこういうものだという学校教育・社会教育両方の人権教育推進体系の構想図を市町村教育委員会並びに学校へ示させていただき、その周知徹底を図っています。人権教育に関わるいろいろな取組をしていただきたいということです。もちろん同和教育については、岡山県の重要な課題ですので、同和教育基本方針を踏まえて取り組んでいただきたいと考えます。

それでは、在住外国人についてのプレゼンテーションをお願いします。

在住外国人の現状を資料に基づいて申し上げたいと思います。

岡山県の在住外国人登録者数で、16,701名。これは昨年資料ですけれども、1位は韓国・朝鮮の方で7,844人です。2位は中国です。次はブラジルで日系の方が多いということ。4番目はフィリピンです。

まず、資格別の外国人のことを申し上げますと、ほとんどの人が永住者です。次は留学生です。従って今日は永住者と留学生を中心に、話を進めていただきたいと思います。

次は年齢別で、未成年者のまず0歳から19歳ですが、2,202人です。その下の方には韓国朝鮮国籍、中国・ブラジルという順になっておりまして、この数字から見ますと、幼、小、中、高等学校における人権教育の大切さがいかに重要であるかということが容易に分かるのではないかと思います。

次に外国人登録者の推移のことなんですけれども、年々増える一方です。平成13年度16,701人。岡山県民が100人集まったら必ず1人ぐらいは外国人がいるとい

うことを認識していただきたいと思います。もう一つは県内の外国人留学生受け入れ状況ですが、留学生の数は1,331人です。これも92年からみますと倍以上に増加しております。

次に岡山県内の機関別留学生の数ですが、国立岡山大学が圧倒的に多いです。地域別の留学生の数ですけれども、アジアが94%以上です。岡山に来ている留学生のほとんどは、アジアから来ていると考えてよろしいと思います。出身国は、中国が一番多いんです、最近になりまして。熊本県はいわゆるオールド・カマーよりはニュー・カマーの中国人の方が最近逆転したという話を聞いております。中国・台湾・韓国ということで、アジアの留学生が多い。

次に、経費のことですけれども、国費の留学生はわずか8.6%です。私費留学生の場合は89%以上という90%に近いんです。留学生については、永住者と違って我々が認識する必要があると私は思うんです。永住者の場合は言葉の問題、あるいは文化、生活の問題の方ではほぼ問題がないと思いますけれども、留学生の場合はやはり経済的な問題、言葉の問題とか文化・慣習の違いなど様々な問題を抱えています。しかも私費留学生が8割以上と多いのですが、それぞれの大学の方では留学生の支援のために工夫してやっていると思います。けれども、留学生を支援するには充分ではないと私は認識しております。

次に、岡山市外国人市民懇談会というのがありまして、定期的に外国人代表と市長が話し合う会です。外国人差別のことを色々取り上げておりますが、人権教育と絡んでいるところだけ申しますと、小学校、中学校、高等学校の学校教育現場における地域の子どもたちへの差別とか、歴史、文化の差異、言葉の問題を学校がどう扱うべきか、民族教育の権利をどう保障するか、大学・日本語学校に新たに起こっている問題などが取り上げられています。

また、これはある在日の関係団体の方から私にお話があったことですが、人権教育についての要望で、異なる民族性、人権に配慮した日本の社会こそ真の共生社会ということで、民族教育を全面的に保障して欲しいというものです。朝鮮学校の卒業生の国立大学、県立大学をはじめ、県下の公立学校への受験資格を認定して欲しいということ、朝鮮学校への補助措置の拡充を図ること、日本の学校に在籍する在日朝鮮人児童に民族学級設置などの民族教育を保障する場を設けることなどが書かれております。

また別の関係団体の方から話の中で、教員採用に対して、常勤講師に限定せず更なる

部門を開放して欲しいという意見がありました。次に、朝鮮学級ということで、県の段階ではできないことだと思いますけども、国公立大学の受験資格を認めるという要望がありました。2番目には、私の方はどちらかというと留学生の方に興味をもっています。短期間滞在して帰る留学生に関しては、折角来ているのに日本に関して悪いイメージを持って帰りますと、それが広まることが多い。教育的な配慮の中で特別扱いをしてくださいという意味ではないんです。少しでも配慮ができることがあったら、現場の先生の方がそういう認識の元で配慮できればしていただきたい。また、大体こういう差別問題では、小学校時代のキズが一番印象に残っているようです。1つでも現場の先生方にも、配慮をしていただきたいという主旨で申し上げております。

日本でもここ10年あたり国際社会とか国際化ということで、学校教育の中でも国際理解とか異文化理解というテーマで、特に総合学習の時間が実施されてからは大きく取り上げるトピックスの一つになっていると思います。私が見聞する異文化理解とか国際理解というのは、例えば英会話であるとか、あるいはお国の料理を作るとか、地域ではこういった取組が非常に多いんですけど、そのような取組は一方で一過性の異文化理解・国際理解になる恐れもあるのでは、という印象をずっと持っていました。例えば在日韓国人の方でオールド・カマーと言われる人たちは、コミュニティーの中で隣人なんです。コミュニティーの一員なんですね。そんな中で小・中で行われようとしている総合学習の時間の中での国際理解というテーマを取り上げた場合、料理であるとか英会話とかいう形以外で、ある程度継続性があるような教育プログラムというようなのは、どういう形で今後取り組まれる方向が出ているのか、少し教えていただきたいです。

そもそもこの総合学習の時間というのは教科書がありません。それで各学校独自のプログラムを作ってやっていくのが基本になっておりまして、その中で期間を限定して国際理解に取り組んでいる。そんな中で身近に日系ブラジルの方がいらっしゃるとか、あるいは在日の韓国・朝鮮の方がいらっしゃるとか、そういう方に学校へ来ていただいて話を聞いたり、あるいは一緒にその国の歴史を勉強するとか、場合によっては委員がおっしゃいましたように料理を教えていただく、という形でそれぞれの学校で独自の計画を発達段階に応じて組んでやっているのが実情でございます。

岡山県を見ても在日外国人の方の登録が年々増えていくし、これからも増えていくわけですね。ある意味で特別な問題ではなく、日常的な問題になっていくという点ですね、教育の中で発達段階に応じてということですが、たとえば人権教育という観点からの人権課題の一つとして位置づけた形でのプログラムというものを、ある程度はしっかりと現場の先生方が持たれるということが大事なんじゃないかと思います。要するに、外国に関わることをやってればそれでなんかやったような感じがするというようなのでは、逆に偏見を生むような場合も出てくる可能性もあります。結局は相手の文化、独自の文化があるのだから、それを侵害するようなことがあってはいけないということで、地域が抱えている人権課題を容認してしまうという結果も出てくるわけなんです。そういうことから考えますと、よくいわれている普遍的人権文化ということとの絡みでも、国際理解問題というのは非常にデリケートな部分も含んでおります。その点を踏まえて、ただ単に個々の学校にすべて「お任せ」というのではなくて、異文化理解・国際理解の持つ功罪両面を人権の視点からきちんと認識されて、その上で、各学校独自のプログラムを立てていただけたら、と思います。

人権・同和教育課として、今年度新しいいろいろな事業を組んでいるわけですがけれども、人権教育課題研究委員会というのをこの4月から立ち上げておりまして、そのメイン・テーマを今年は「在住外国人」とし、在住外国人の問題で、学校の抱えている課題を、現場の先生方に研究していただいており、その結果を施策に生かしていきたいと考えております。

町におきましては予算編成時期でございまして、町の教育の特色として来年度、国際理解をとりあげようということで、校長さんたちにビジョンや計画を出してきてもらっています。小学校は英語を中心に国際理解を進めていこうということで、総合的な学習を週3時間使いたいとかいう計画を持って来ています。中学校はALTがいたり、英語の先生がいるので、中国とか、それ以外の外国の人との交流を深め、国際感覚・人権を視野に入れてということで計画をしており、それをもって来年度に向けて国際理解教育というような形のものを立ち上げつつあります。

これまでのプレゼンテーションから、各人権課題中から課題を越えて共通するものは

たくさんあると思います。例えば、発達段階に応じた人権教育推進プログラム作成とか、そういう共通するようなものを具体的に整理していけば、現場へ生かされることが出てくるんじゃないかと思います。

逆に岡山県としてやらなければならない特徴あることが必要じゃないかと思います。岡山県にはこういう特徴がある、だからこういうことをやるべきではないかということも大切だと思います。

以上で本日の議事は終わります。